

別紙

諮問第912号

答 申

1 審査会の結論

「私が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日迄の間に〇〇警察署刑事担当課に相談した際に作成された告訴告発事件相談簿」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日迄の間に〇〇警察署刑事担当課に相談した際に作成された告訴告発事件相談簿」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年7月10日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年3月24日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年12月28日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年2月21日（第159回第三部会）及び同年4月20日（第160回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断

する。

ア 告訴・告発事件相談について

(ア) 告訴・告発事件相談は、司法警察員たる警察職員が、犯罪により害を被った者等から告訴及び告発（以下「告訴等」という。）を受理するに先立ち、告訴人及び告発人から、犯罪事実、被告訴人及び被告発人に対する処罰意思の有無、公訴時効期間、親告罪の告訴期間等を確認するために受ける相談をいう。

(イ) 警察職員は、知能犯に関する告訴等の相談を受けたときは、「知能犯に関する告訴及び告発取扱要綱の制定について」（平成15年4月1日通達甲（刑． 2． 資）第3号。以下「告訴等取扱要綱」という。）に基づき、警察総合相談業務等管理システム（警察相談に伴う相談業務（告訴等に係る相談を含む。）を総合管理するシステムをいう。以下「相談等管理システム」という。）に、当該相談に係る事案の概要、措置その他必要な事項を速やかに入力した後、同システムから出力した告訴・告発事件相談簿について所属長の決裁を受け、関係書類と共に備え付けるものとされている。

なお、知能犯以外に関する告訴等の相談を受けたときも、事案の概要等を確認した後、相談等管理システムに登録している。

(ウ) 「告訴及び告発の取扱いについて」（平成15年4月1日通達甲（副監． 刑． 2． 資）第15号。以下「告訴等通達」という。）では、実施機関に告訴状又は告発状が郵送された場合等で、告訴権、犯罪事実、処罰意思等の確認が困難であると認められるときは、告訴人又は告発人に対し速やかに来署を求めるなどして、資料の提出又は説明を求めることとされている。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が、開示請求時において、審査請求人が作成し、郵送し、告訴相談をしていた告訴状複数を保管していたにもかかわらず、「公文書を作成しておらず、存在しません。」と非開示の理由を述べているが、それらの告訴状は、刑事担当課の警察職員によって、告訴・告発事件相談簿に記録されるべきものであり、

本件非開示決定は誤っている旨、主張する。

審査会が告訴等通達を確認したところ、告訴等の受理に当たっては、犯罪事実が特定されているか等の要件を確認することとされており、犯罪が成立しないことが明らかであったり、犯罪事実を示さない告訴等は無効である旨、定められていた。

この点につき実施機関は、審査請求人から送付されてきた告訴状4通について郵便物として受領した後、その内容を確認したが、いずれもその書面からは具体的な証拠に基づく犯罪構成要件に該当する事実が特定できなかった旨、説明する。また、審査請求人を〇〇警察署に呼び出し、その内容について説明を求めたが、審査請求人から犯罪事実を特定できるような説明を得ることができず、告訴・告発事件相談として記録する事案の概要等を確認できなかったことから、告訴・告発事件相談簿を作成せず、同告訴状を審査請求人に返戻した旨、説明する。

なお、実施機関では、当該告訴状の郵送による受領から返戻までの経緯について、別に定める書類に記録し、別途、審査請求人から開示請求を受けて、一部開示決定をしているとのことである。

また、審査会が告訴等取扱要綱を確認したところ、前記ア（イ）のとおり、実施機関が告訴等の相談を受けたときは、当該相談に係る事案の概要等を相談等管理システムに入力した後、関係書類と共に備え付けるものとする旨、定められていた。

これについて実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇警察署において、告訴・告発事件相談簿及び相談等管理システムを綿密に検索したが、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しないことを確認した旨、説明する。

以上のことを踏まえると、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件開示請求につき、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明